

# 令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13	府省庁名 経済産業省	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	海外投資等損失準備金の延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 海外で行う資源の探鉱・開発事業に対する投資について、投資を行った内国法人に一定割合（※）の準備金の積立を認め、これを損金に算入することができる制度。 ※積立割合：探鉱事業…50%、開発事業…20%</p> <p>・ 特例措置の内容 令和2年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を2年間延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第2項、第292条第1項第3号 ・ 租税特別措置法第55条、第68条の43、同法施行令第32条の2、第39条の72、同法施行規則第21条、第22条の45</p>		
減収見込額	[初年度] — ( ▲78 )	[平年度] — ( ▲78 )	[改正増減収額] (単位：百万円)
ページ		13—1	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的  エネルギーはあらゆる活動を支える基盤であり、安定的なエネルギー供給は、我が国が更なる発展を遂げていくための前提条件である。しかしながら、我が国は、海外からの資源に対する依存度が高く、供給不安に直面するリスクを常に抱えている。また、金属鉱物についても、我が国産業に不可欠なものであるところ、国内外での自動車の電動化や再生可能エネルギー・新エネ機器の普及により、様々な鉱物の需要の増加が見込まれている中で、やはりほぼ全量を海外からの輸入に依存している。こうした脆弱性を克服するため、資源の自主開発を推進すること等を通じて、我が国に必要な資源の安定供給を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性  資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要である。</p> <p>近年は、資源開発における技術的難易度の高度化・複雑化に加え、中国・インド等、化石燃料需要の増加が著しい国々の国営石油企業と我が国資源開発企業との競争がますます激化している。しかしながら、我が国資源開発企業の生産規模や財務基盤は欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さく、国際競争力の強化が喫緊の課題となっている。</p> <p>また、国内外での自動車の電動化や再生可能エネルギー・新エネ機器の普及により、様々な鉱物の需要の増加が見込まれる一方、中国をはじめとする新興国企業による資源国への進出が活発化する中、我が国において必要な金属鉱物の安定供給確保に関する支援策を一層拡充していく必要がある。</p> <p>平成 30 年 7 月に閣議決定された新たなエネルギー基本計画では、石油・天然ガスの自主開発比率を 2030 年に 40%以上に引き上げること、及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率を 2030 年に 80%以上に引き上げること为目标に掲げているところ、今後ますます激化する資源獲得競争を勝ち抜くべく、我が国企業をより一層支援していく必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 資源・燃料
	政策の達成目標	○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる。  ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定）。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を引き上げる。  ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する。
	政策目標の達成状況	○石油・天然ガスの自主開発比率（注1） 平成26年度：24.7% 平成27年度：27.2% 平成28年度：27.4% 平成29年度：26.6% 平成30年度：29.4%  ○鉱物資源（ベースメタル）の自給率（注2） 平成26年度：54.9% 平成27年度：52.1% 平成28年度：51.3% 平成29年度：50.6% 平成30年度：集計中  ※平成27年度以降、品位低下により我が国製錬所への受入基準を満たさなくなり、鉱石引取権はあるものの輸入できなくなった自主開発鉱石が増加したため、直近の自給率が低下している。  （注1）石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。  （注2）鉱物資源（ベースメタル）の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量については、事業者からの聞き取り調査による。「金属需要量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、非鉄金属等需給動態統計調査（政府統計）による。

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>今後、北米、中南米、オセアニア、東南アジア、中東等の地域で本税制を活用した探鉱・開発が行われる見込みであり、年度当たり数十件の申請が見込まれる。</p> <p>○適用事業者（法人）数  令和元 年度： 5 社  令和 2 年度： 5 社  令和 3 年度： 5 社</p> <p>○適用事業者（法人）の範囲  令和元 年度： 鉱業、石油製品製造業、運輸通信公益事業等  令和 2 年度： 鉱業、石油製品製造業、運輸通信公益事業等  令和 3 年度： 鉱業、石油製品製造業、運輸通信公益事業等</p> <p>※適用事業者（法人）数については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 198 回国会提出）における平成 27 年度～平成 29 年度実績の平均値を算出し、この水準が令和元年度～令和 3 年度についても継続するものと推定。  ※適用事業者（法人）の範囲についても、上記報告書における平成 27 年度～平成 29 年度実績を踏まえ、これが令和元年度～令和 3 年度についても継続するものと推定。</p>
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	<p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 198 回国会提出）によると、本制度の適用事業者（法人）数は、平成 27 年度～平成 29 年度の平均で 5 社、また、本制度の適用額は、平成 27 年度～平成 29 年度の平均で 73 億円となっている。この間、法人実効税率は約 30% で推移していたことを踏まえると、単純計算で、1 社あたり年間で約 5 億円ものキャッシュフロー改善効果が生じていることになる。</p> <p>資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト（生産段階）からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。</p> <p>石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、一貫して上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	<p>○石油・天然ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出資 (平成31年度予算額：370億円)</li> <li>・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外の天然ガス資産開発・液化等出資 (平成31年度予算額：257億円)</li> </ul> <p>○金属鉱物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出融資 (平成31年度予算額：58億円)</li> </ul>
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	<p>我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。</p> <p>一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p>
	要望の措置の 妥当性	<p>予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で的確な政策手段となっている。</p> <p>また、海外投資等損失準備金制度は、プロジェクトが失敗することなく据置期間(5年)を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し(益金算入)をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p> <p>なお、リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>○適用事業者（法人）数  平成27年度：5社  平成28年度：5社  平成29年度：5社  平成30年度：5社</p> <p>○損金算入額  平成27年度：13,801,493千円  平成28年度：5,545,696千円  平成29年度：2,573,563千円  平成30年度：7,306,917千円</p> <p>○減収額  平成27年度 国税：3,298,557千円、地方税：230,899千円  平成28年度 国税：1,297,693千円、地方税：90,839千円  平成29年度 国税：602,214千円、地方税：42,155千円  平成30年度 国税：1,695,205千円、地方税：118,664千円</p> <p>○適用事業者（法人）の範囲  平成27年度：鉱業、運輸通信公益事業  平成28年度：鉱業、石油製品製造業、運輸通信公益事業  平成29年度：鉱業、運輸通信公益事業等  平成30年度：鉱業、石油製品製造業、運輸通信公益事業</p> <p>※適用事業者（法人）数、損金算入額、適用事業者（法人）の範囲については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会提出）における平成27年度～平成29年度実績を引用。なお、平成30年度は、前3年度の実績の平均値によって推計。  ※減収額については、上記損金算入額に対して各年度の法人税率等を乗じることで算出。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>租税特別措置法第55条、第68条の43  適用額：77,686千円（内訳 道府県民税：19,271千円、市町村民税：58,415千円）</p> <p>※平成29年度の適用状況</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>石油・天然ガスの自主開発比率は、平成25年度の23.3%から、平成30年度には29.4%に上昇している。</p> <p>鉱物資源（ベースメタル）の自給率は、平成25年度は55.2%であり、平成29年度は50.6%となっている（平成30年度は集計中）。平成27年度以降、品位低下により我が国製錬所への受入基準を満たさなくなり、鉱石引取権はあるものの輸入できなくなった自主開発鉱石が増加したため、直近の自給率が低下している。</p> <p>石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、一貫して上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>
<p style="text-align: center;">ページ <span style="float: right;">13-6</span></p>	

<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>我が国企業による探鉱・開発事業のため投資活動の促進を図ることにより自主開発比率を引き上げる。</p>																																																												
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○石油・天然ガスの自主開発比率の達成度 平成 30 年度時点で 73.5% (=29.4%/40%)</p> <p>○鉱物資源（ベースメタル）の自給率の達成度 平成 29 年度時点で 63.3% (=50.6%/80%)</p> <p>※資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまで最低でも 10 年程度を要する。また、資源の輸入量は景気動向や資源価格の変動の影響を受ける場合がある。したがって、石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率の推移については、このような事象を考慮する必要がある。</p> <p>※いずれにせよ、石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、一貫して上昇傾向にある。</p>																																																												
<p>これまでの要望経緯</p>	<table border="0"> <thead> <tr> <th data-bbox="368 790 542 828">【年度】</th> <th data-bbox="542 790 1549 828">【要望等の内容】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 39 年度</td> <td>「海外投資損失準備金」創設（3 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 42 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 44 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 45 年度</td> <td>「石油開発投資損失準備金」創設（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 46 年度</td> <td>石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 48 年度</td> <td>海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組。</td> </tr> <tr> <td>昭和 49 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 51 年度</td> <td>延長（2 年間）（開発の積立率：50%→40%）</td> </tr> <tr> <td>昭和 53 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 55 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 57 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 59 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 61 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 63 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>平成 2 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>平成 4 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>平成 6 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>平成 8 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>平成 10 年度</td> <td>延長（2 年間）（開発の積立率：40%→30%）</td> </tr> <tr> <td>平成 12 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>平成 14 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>平成 16 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>延長（2 年間）（探鉱の積立率：100%→90%） （石炭、木材を除外）</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>延長（2 年間）（探鉱の積立率：90%→70%）</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>延長（2 年間）（探鉱の積立率：70%→50%） （開発の積立率：30%→20%）</td> </tr> </tbody> </table>	【年度】	【要望等の内容】	昭和 39 年度	「海外投資損失準備金」創設（3 年間）	昭和 42 年度	延長（2 年間）	昭和 44 年度	延長（2 年間）	昭和 45 年度	「石油開発投資損失準備金」創設（2 年間）	昭和 46 年度	石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3 年間）	昭和 48 年度	海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組。	昭和 49 年度	延長（2 年間）	昭和 51 年度	延長（2 年間）（開発の積立率：50%→40%）	昭和 53 年度	延長（2 年間）	昭和 55 年度	延長（2 年間）	昭和 57 年度	延長（2 年間）	昭和 59 年度	延長（2 年間）	昭和 61 年度	延長（2 年間）	昭和 63 年度	延長（2 年間）	平成 2 年度	延長（2 年間）	平成 4 年度	延長（2 年間）	平成 6 年度	延長（2 年間）	平成 8 年度	延長（2 年間）	平成 10 年度	延長（2 年間）（開発の積立率：40%→30%）	平成 12 年度	延長（2 年間）	平成 14 年度	延長（2 年間）	平成 16 年度	延長（2 年間）	平成 18 年度	延長（2 年間）	平成 20 年度	延長（2 年間）	平成 22 年度	延長（2 年間）（探鉱の積立率：100%→90%） （石炭、木材を除外）	平成 24 年度	延長（2 年間）	平成 26 年度	延長（2 年間）	平成 28 年度	延長（2 年間）（探鉱の積立率：90%→70%）	平成 30 年度	延長（2 年間）（探鉱の積立率：70%→50%） （開発の積立率：30%→20%）
【年度】	【要望等の内容】																																																												
昭和 39 年度	「海外投資損失準備金」創設（3 年間）																																																												
昭和 42 年度	延長（2 年間）																																																												
昭和 44 年度	延長（2 年間）																																																												
昭和 45 年度	「石油開発投資損失準備金」創設（2 年間）																																																												
昭和 46 年度	石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3 年間）																																																												
昭和 48 年度	海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組。																																																												
昭和 49 年度	延長（2 年間）																																																												
昭和 51 年度	延長（2 年間）（開発の積立率：50%→40%）																																																												
昭和 53 年度	延長（2 年間）																																																												
昭和 55 年度	延長（2 年間）																																																												
昭和 57 年度	延長（2 年間）																																																												
昭和 59 年度	延長（2 年間）																																																												
昭和 61 年度	延長（2 年間）																																																												
昭和 63 年度	延長（2 年間）																																																												
平成 2 年度	延長（2 年間）																																																												
平成 4 年度	延長（2 年間）																																																												
平成 6 年度	延長（2 年間）																																																												
平成 8 年度	延長（2 年間）																																																												
平成 10 年度	延長（2 年間）（開発の積立率：40%→30%）																																																												
平成 12 年度	延長（2 年間）																																																												
平成 14 年度	延長（2 年間）																																																												
平成 16 年度	延長（2 年間）																																																												
平成 18 年度	延長（2 年間）																																																												
平成 20 年度	延長（2 年間）																																																												
平成 22 年度	延長（2 年間）（探鉱の積立率：100%→90%） （石炭、木材を除外）																																																												
平成 24 年度	延長（2 年間）																																																												
平成 26 年度	延長（2 年間）																																																												
平成 28 年度	延長（2 年間）（探鉱の積立率：90%→70%）																																																												
平成 30 年度	延長（2 年間）（探鉱の積立率：70%→50%） （開発の積立率：30%→20%）																																																												